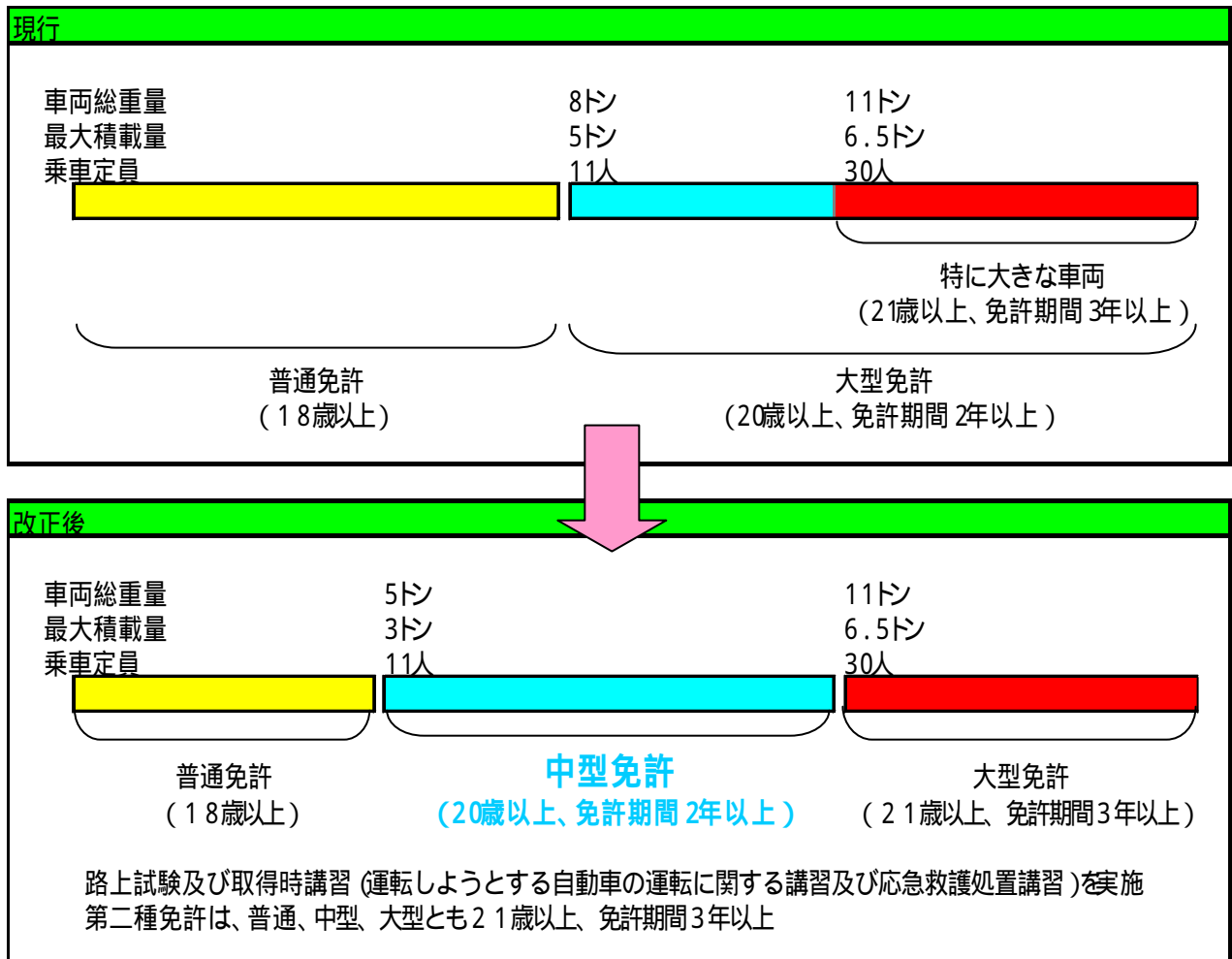


1 中型免許制度の概要

貨物自動車による事故の防止を図るため、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号。以下「改正法」といいます。）により、自動車の種類として中型自動車が創設され、これに対応する免許の種類として中型免許、中型第二種免許及び中型仮免許が創設されました。

改正法は、平成19年6月2日から施行されることとされておりますが、その概要は次のとおりです。



注1 異なる自動車の種類に係る区分の基準に同時に該当する場合は、より大型の自動車の種類に属する自動車とされます。

例えば、車両総重量12トン、最大積載量6トン、乗車定員3人の貨物自動車については、車両総重量では大型自動車、最大積載量では中型自動車、乗車定員では普通自動車の基準に該当することとなりますが、改正後の自動車の種類では、大型自動車に分類されます。

注2 中型免許は、20歳以上の方で、普通免許又は大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除きます。）が通算して2年以上のものが、大型免許は、21歳以上の方で、中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けており、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除きます。）が通算して3年以上のものが受験できます。

注3 改正法の施行前に免許を受けた方は、施行後も従前と同じ範囲の自動車を運転することができます。